

薩摩川内市一般廃棄物処理計画
令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画
(ごみ処理実施計画・生活排水処理実施計画)



令和 7 年 3 月

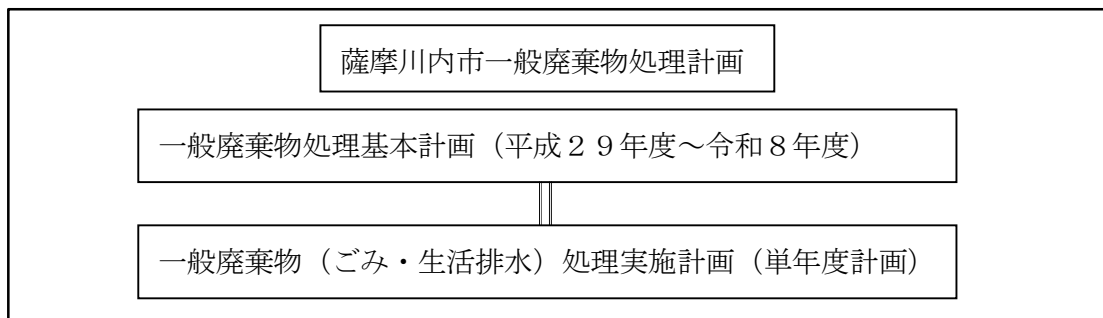
目 次

第1章 一般廃棄物処理実施計画の基本的事項	1
1 計画の目的	1
2 計画対象区域	1
3 計画期間	1
4 対象となる廃棄物	1
第2章 ごみ処理実施計画	2
1 ごみ処理の状況	2
2 ごみの排出抑制のための方策.....	3
3 ごみの排出抑制及び資源化計画.....	6
4 収集・運搬計画	12
5 中間処理計画	14
6 最終処分計画	16
7 その他のごみの処理に関し必要な事項.....	17
8 S D G s 及びカーボンニュートラルの実現に向けた取組.....	18
第3章 生活排水処理実施計画	20
1 生活排水の処理計画	20
2 し尿及び汚泥の処理計画.....	23
3 その他のし尿等の処理に関し必要な事項.....	25

第1章 一般廃棄物処理実施計画の基本的事項

1 計画の目的

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により定める「薩摩川内市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、令和7年度に関するごみ及び生活排水の処理について必要な計画を定めるものである。



2 計画対象区域

本計画の処理の対象区域は、薩摩川内市の行政区域内全域とする。

■総面積：682.92km²（令和2年10月1日現在）

＜参考＊＞総人口：90,535人 / 世帯数：46,465世帯

※薩摩川内市住民基本台帳（令和7年1月1日現在）

3 計画期間

本計画の期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

4 対象となる廃棄物

本計画において本市が処理する廃棄物は、廃棄物処理法第2条第2項で定義されている一般廃棄物のうち、次の廃棄物とする。

- (1) 計画対象区域内で発生する、一般家庭の日常生活から排出される「家庭系一般廃棄物（以下「家庭系ごみ」という。）」
- (2) 計画対象区域内で発生する、産業廃棄物に定義されない事業活動に伴い事業所から排出される「事業系一般廃棄物（以下「事業系ごみ」という。）」
- (3) 計画対象区域内で発生する「生活排水（し尿及び生活雑排水をいう。以下同じ。）」

第2章 ごみ処理実施計画

ごみ処理については、市内全域の燃やせるごみを川内クリーンセンターで処理するなど、効率的なごみ処理を行い、また、家庭系ごみにおいては発生抑制策の実施や適正分別の徹底、事業系ごみにおいては収集運搬許可業者や排出事業者に対する分別指導の徹底を図ることにより、ごみの減量化及び資源化、地域の循環型社会の形成及びごみの適正処理を推進するものとする。

1 ごみ処理の状況

(1) ごみの分別区分

本市におけるごみの分別区分については、表2-1のとおりとする。

表2-1 ごみの分別区分

種別	大分類	中分類	小分類	
家庭系ごみ	燃やせるごみ（以下「可燃ごみ」という。）			
	燃やせないごみ（以下「不燃ごみ」という。）			
	資源ごみ	缶類	スチール缶	
			アルミ缶	
		びん類	無色のびん	
			茶色のびん	
			その他の色のびん	
			生きびん	
		紙類	飲料用紙パック	
			段ボール	
			その他の紙	
			新聞紙・チラシ	
			雑誌	
		プラスチック類	ペットボトル	
			白色の発泡スチロール製食品トレイ（以下「白色トレイ」という。）	
			白色発泡スチロール	
			プラスチック製容器包装	
			プラスチック使用製品（１８品目）	
		乾電池	マンガン電池・アルカリ電池	
	粗大ごみ	可燃性	指定袋に入らない物	
		不燃性	指定袋に入らない物	
	特定家庭用機器※		購入店の廃業や転入などで小売店に引き渡すことが困難な物	
事業系ごみ				

※ 特定家庭用機器再商品化法の対象機器

(2) ごみ排出量及び処理量の見込み

本市において排出されるごみは、市の委託によって指定された期日に収集・運搬される「収集ごみ」と、排出者が直接又は排出者に委託された一般廃棄物収集運搬業者が中間処理施設等へ持ち込む「直接搬入ごみ」が主なものである。

令和7年度の本市域内におけるごみの排出量及び処理量を表2-2のとおり計画する。

表2-2 ごみ排出量及び処理量の見込み

区 分	年間排出量（単位：t／年）				
	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	計
収集ごみ	17,330	696	118	2,205	20,349
直接搬入ごみ	5,252	250	2,004	256	7,762
合計	22,582	946	2,122	2,461	28,111

※一般廃棄物処理基本計画資料編2-12、ごみ排出量の将来予測より引用

2 ごみの排出抑制のための方策

ごみの排出を抑制し、資源化を進めるにあたって、「市・市民・事業者」の役割分担を明確にし、ごみの排出抑制策を含めた減量及び資源化に関する総合的かつ計画的な施策の推進を図るものとする。

(1) 市の実施する方策

市は、ごみの排出抑制及び資源化に関し、市民・事業者に対して意識の啓発を図るとともに、ごみの減量に関する自主的な活動を促進するための支援策を行う。また、一事業者として、率先してごみの減量化及び資源化に取り組むものとする。

ア 啓発活動の実施

- (ア) ごみの減量及び資源化、適切なごみの出し方、不法投棄防止等の周知徹底
 - 最終処分場の埋立残容量がひっ迫していることの周知を図る。
 - 家庭のごみ出しカレンダーやごみの分別ハンドブック等、市民・事業者向け配布物等の資源ごみの表記を「資源物」とし、ごみの資源化に対する意識の向上を図る。
- (イ) 小学生による標語・ポスター等の児童作品コンクールの実施
- (ウ) 小学3・4年生向け副読本の作成及び配布
- (エ) クリーンセンター等の見学会の実施
- (オ) ごみ減量化推進キャンペーンの実施
- (カ) 水銀使用廃製品の適正排出の啓発

イ 資源化の推進

優先的に推進する2R（リデュース、リユース）によるごみ減量化と資源化（リサイクル）を含めた3Rの推進

- (ア) リサイクル施設の整備等の推進
- (イ) 資源化品目の拡充、補助制度の積極活用による資源化の推進
- (ウ) 資源収集活動等を通じたごみ減量化、資源化に関する研修の実施

ウ 生ごみの減量及び資源化の推進

- (ア) 家庭での生ごみの水切りの徹底
- (イ) 生ごみ処理機器の普及の促進による減量化の推進
- (ウ) 生ごみを堆肥化し、花いっぱいまちづくりへの活用の促進
- (エ) 地域での生ごみ堆肥化モデル事業の検討

エ 市役所における一事業者としての率直的な取組

- (ア) 庁舎内のごみ減量化対策の実施
- (イ) 庁舎内での積極的な再生品の利用
- (ウ) グリーン購入・調達推進

(2) 市民における方策

市民はごみの減量その他その適正な処理に関し、次のような自発的活動を行う。

ア 集団回収の促進等

- (ア) 分別収集の徹底
- (イ) 市民団体等による新聞・雑誌等の集団回収
- (ウ) フリーマーケットやバザー等の利用
- (エ) 事業者が行う拠点回収の利用
- (オ) 水銀使用廃製品を適正に回収するための拠点回収の利用

イ 生ごみ処理機器の活用、ごみの発生抑制

- (ア) 生ごみの水切りの徹底
- (イ) 生ごみ処理機器の活用
- (ウ) 30・10運動の推進、食べ残し削減メニューの開発

ウ 過剰包装の自粛

- (ア) 買い物の際の、買い物袋（マイバッグ）等の持参
- (イ) 過剰包装の商品を購入しない、簡易包装の要請

エ 再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制等

- (ア) 再生品や詰替え商品の積極的な購入
- (イ) 使い捨て商品の安易な購入を見直す
- (ウ) 故障したら修理し、できるだけ長く使う

(3) 事業者における方策

事業者は、その事業活動に伴って生じるごみの排出抑制、資源化によりその減量に努めるとともに、ごみの減量及び適正な処理の確保等に関し、次のような自発的活動を行うものとする。

ア 発生源における排出抑制

必要に応じて複数事業者の協力による回収体制を整備するなど、排出抑制に努める。

イ 過剰包装の抑制

- (ア) 流通業界団体で自主的に作成した包装の基準を遵守する。
- (イ) 包装材料の減量化に一層努力する。
- (ウ) レジ袋の有料化に適切に対応する。また、法令の対象外の業種であっても自主的取組に努める。

ウ 流通包装廃棄物の排出抑制

- (ア) 製品梱包材等の使用量を、極力抑制するよう工夫を行う。
- (イ) 事業者の責任において、自主回収及び再生利用する体制の整備に努める。

エ 使い捨て容器の使用抑制と事業者による自主回収・資源化の推進

- (ア) 使い捨て容器から繰り返し利用可能なリターナブル容器への転換を図る。
- (イ) 再生利用可能な物について製造・流通事業者による自主回収を促進する。

オ 再生品の使用促進等

- (ア) 事務用紙、コピー用紙等に再生品を使用する。
- (イ) 事業活動に使用する原材料についても再生品の使用に努める。
- (ウ) 可能な限り物をむだに消費しないように努める。

3 ごみの排出抑制及び資源化計画

(1) 資源ごみの分別収集

本市では、ごみの排出抑制及び資源化を推進するため、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）第8条の規定による「薩摩川内市分別収集計画（第10期）」に基づき、令和7年度における容器包装廃棄物対象品目として、表2-3の容器包装リサイクル法対象品目の11品目を対象に、容器包装廃棄物の分別収集を実施する。

また、市民の協力度、市が有する中間処理施設、収集・運搬機材等を勘案し、容器包装廃棄物対象品目に4品目加えた15品目を対象とし、表2-3の右欄に示すとおり、資源となるごみ（以下「資源ごみ」という。）の分別収集を実施する。

表 2-3 資源ごみの分類及び分別区分

分別収集をする資源ごみの分類			収集に係る分別の区分
対象品目	主としてスチール製の容器		① スチール缶
	主としてアルミ製の容器		② アルミ缶
	主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	③ 無色のびん
		茶色のガラス製容器	④ 茶色のびん
		その他のガラス製容器	⑤ その他のびん
	主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの (容量が500ml未満のもの又は原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		⑥ 飲料用紙パック
	主としてダンボール製の容器		⑦ 段ボール
	主として紙製の容器包装又は容器包装でない紙製品であって上記以外のもの		⑧ その他の紙
	主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって、下記の品目を充填するためのもの (飲料、しょう油、飲用酒、しょう油加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料)		⑨ ペットボトル
	主としてプラスチック製の容器包装等であって上記以外のもの		⑩ 白色トレイ 白色発泡スチロール
⑪ プラスチック製容器包装 プラスチック使用製品(18品目)※			
上記の対象品目以外のもの			⑫ 生きびん
			⑬ 新聞・チラシ
			⑭ 雑誌
			⑮ 乾電池

※ プラスチック使用製品(18品目)は、後述するプラスチック資源循環法に基づき新たにプラスチック製容器包装と合わせて資源回収するもの。

(2) 中間処理施設からの資源回収

ア 有価物の選別・回収

資源ごみ回収以外に川内クリーンセンター破砕選別施設で家庭系不燃ごみ、家庭系粗大ごみ及び事業系不燃ごみ（一般廃棄物に限る。）から有価物の選別及び回収を行う。

イ 小型家電リサイクル法への対応

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号、通称「小型家電リサイクル法」）」の施行に伴い、回収した一般廃棄物から選別が可能な対象品目について、川内クリーンセンターでピックアップ回収を実施し、認定事業者に引渡しを行っている。今後も国・県、他市町村の動向などを注視しながら、必要に応じて随時直し・検討を行う。

ウ プラスチック資源循環法への対応

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号、以下「プラスチック資源循環法」という。）」が令和4年4月1日に施行されたことに伴い、令和7年4月から現在リサイクルを行っているプラスチック製容器包装に加え、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物の法対象品目のうち18品目を目安として容器包装リサイクル法の指定法人への委託及び再商品化実施者と連携した取組を実施する。

(3) 補助事業

ア 生ごみ処理機器購入費補助金

ごみの減量化及び資源化を図るため、生ごみ処理機器を購入した場合、表2-4に示すとおり購入経費の一部を補助する。

表2-4 生ごみ処理機器購入補助の概要

区 分	補 助 の 内 容
対 象 者	薩摩川内市に住所を有する者
補助対象	生ごみ処理機器 ^{※1} （対象となる生ごみ処理機器：電気式生ごみ処理機、手動かくはん式生ごみ処理機、コンポスト、キューロ（作製に要する材料代も対象）、EM菌生ごみ密封発酵容器）
補 助 額	購入経費の2/3 ^{※2} （上限：50,000円）

※1 家庭で発生した生ごみ、雑草等を微生物の活動又は乾燥等により減量化又は堆肥化する容器・機器をいう。

※2 100円未満は、切捨て

イ ごみ減量再資源化補助金

(ア) リサイクル推進員の設置

ごみの減量及び資源化を促進するため、自治会がリサイクル推進員を設置した場合に補助金を交付する。

表2-5 補助の概要等（リサイクル推進員の設置）

職務内容	① 資源ごみ分別の指導及び監督 ② ごみの適正な排出の指導 ③ 市の実施するごみ減量化及び資源化推進の施策への協力
対象	リサイクル推進員を設置している自治会
補助の金額等	① リサイクル推進員 1人につき 1,250円/月 ② 配置した推進員の数及び設置月数を乗じて得た額

(イ) 可燃、不燃及び資源ごみステーションの設置等

自治会が収集施設を設置等する場合の経費の一部を補助する。

表 2-6 補助の概要等（可燃、不燃及び資源ごみステーション設置等）

対象施設	自治会が収集施設を設置する場合に対象とする。 （必ず事業に着手する前に申請が必要で、事前着手は補助対象外） ① プレハブ型の資源ごみ収集施設の新設、補修又は移設 注）移設は1施設1回限り。 ただし、新設の際に補助を受けた場合は3年を経過したもの。 ② ①以外の収集施設（可燃、不燃ごみ等）の新設又は補修
対象経費	事業実施に要した経費 （工事請負費、市長が適当と認める労務費及び資材購入費）
補助の金額等	① プレハブ型の資源ごみ収集施設 【新設】対象経費の相当 1坪未満のもの 上限：70,000円 1坪以上1.5坪未満のもの 上限：140,000円 1.5坪以上2坪未満のもの 上限：190,000円 2坪以上のもの 上限：210,000円 【移設・補修】対象経費の3/4※（上限：40,000円） ② ①以外（可燃・不燃ごみ）の収集施設 【新設】対象経費の相当額（上限：70,000円） 【補修】対象経費の3/4※（上限：40,000円）

※100円未満は、切捨て

(4) 家電リサイクル法への対応

家電製品のうち、表 2-7 に示す特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号、通称「家電リサイクル法」）の対象品目については、以下のとおり処理を行う。

ア 対象品目

表 2-7 家電リサイクル法対象品目

対象品目		処理方法
エアコン		小売業者（販売店）に依頼、または自己搬入等※
テレビ	ブラウン管式	
	液晶式、有機エレクトロルミネセンス式、プラズマ式	
冷蔵庫、冷凍庫		
洗濯機、衣類乾燥機		

※ 詳細は「イ 排出方法」参照

イ 排出方法

(ア) 販売店への引渡し

購入した販売店または買替え時の販売店に引き渡す。資源に再生するための「再商品化等料金（以下「リサイクル料金^{※1}」という。）」が必要となる。（別途、指定引取所へ運ぶための「収集・運搬料金^{※2}」がかかる場合がある。）

※1 リサイクル料金（再商品化等料金）は、製造業者等（メーカー）が公表するもので、家電リサイクル券センターのホームページ等に掲載されている。

※2 販売店（小売業者）の収集運搬料金は店頭掲示等の方法により公表される。

(イ) 市内の指定引取場所へ自己搬入

販売店の廃業等により引渡しができない場合、指定引取所へ直接持ち込む。

（リサイクル料金が必要となる。）

(ウ) (ア)又は(イ)ができない場合

事前に郵便局でリサイクル料金を支払い、「家電リサイクル券」の交付を受けてから、次のいずれかにより処理を行う。

① 川内クリーンセンター又は甑島区域の中継施設へ持ち込めるものとする。

この場合、表2-8に示すとおり運搬手数料（持込施設から指定引取場所までの運搬料）が別途必要となる。

② 甑島区域においては、島内の各中継施設に収集を依頼できるものとする。

この場合、表2-8に示すとおり運搬手数料のほかに収集手数料が必要となる。

表2-8 特定家庭用機器廃棄物の処理手数料

施設名	運搬手数料（税込）	収集手数料（税込）
川内クリーンセンター	3,150円/台	—
上甑島一般廃棄物中継施設	2,500円/台	2,100円/台
下甑一般廃棄物中継施設	2,500円/台	2,100円/台

(5) 資源有効利用促進法に基づくパソコンのリサイクルに向けた対応

使用済みパソコンの部品の中には、再資源化可能な大切な資源が多く含まれていることから、資源として有効に活用するため、「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号、通称「資源有効利用促進法」）」に基づき処理を行う。

パソコンの製造及び輸入販売事業者に対して自主回収及び再資源化が義務付けられているため、家庭で不要になったパソコン（表2-9に示す対象機器）はメーカー等に回収を申し込むものとする。

表2-9 パソコンリサイクル対象機器

対象機器※1	処理方法
デスクトップパソコン本体	廃棄するパソコンのメーカー等に、回収を申し込む。※2
ノートブックパソコン	
ブラウン管式ディスプレイ	
液晶式ディスプレイ	
ブラウン管式ディスプレイ一体型パソコン	
液晶式ディスプレイ一体型パソコン	

※1 メーカー出荷時に同梱されていた標準付属品（マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルなど）や、プリンター、スキャナーなどの周辺機器は回収の対象外。

※2 詳細は、一般社団法人パソコン3R推進協会又は各パソコンメーカーのホームページ等に掲載。

(6) 廃棄物再生事業者の協力

廃棄物再生事業者に協力を要請し、ごみ減量を促進する。

4 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬体制

本市が実施する収集及び運搬の体制は、表2-10に示すとおりとする。なお、甌島区域の4地域の粗大ごみについては、合併前から実施している収集を引き続き実施するが、今後、収集運搬体制の統一を図るものとする。

表2-10 ごみの収集及び運搬体制

区 分			収集・運搬			
家庭系ごみ	地 域	種 類	主 体	収集方式	収集回数	排出容器
	川 内	可燃ごみ	市 (委託)	ステーション	2回/週	指定袋
		不燃ごみ			1回/月	
		資源ごみ			※	コンテナ・ネット
	樋 脇	可燃ごみ			2回/週	指定袋
		不燃ごみ			1回/月	
		資源ごみ			1回/月	コンテナ・ネット
	入 来	可燃ごみ			2回/週	指定袋
		不燃ごみ			1回/月	
		資源ごみ			2回/月	コンテナ・ネット
	東 郷	可燃ごみ			2回/週	指定袋
		不燃ごみ			1回/月	
		資源ごみ			※	コンテナ・ネット
	祁答院	可燃ごみ			2回/週	指定袋
		不燃ごみ			1回/月	
		資源ごみ			2回/月	コンテナ・ネット
	里	可燃ごみ			2回/週	指定袋
		不燃ごみ			1回/月	
		粗大ごみ			1回/月	—
		資源ごみ			2回/月	コンテナ・ネット
	上 甌	可燃ごみ			2回/週	指定袋
		不燃ごみ			1回/月	
		粗大ごみ			1回/月	—
		資源ごみ			2回/月	コンテナ・ネット
	下 甌	可燃ごみ			2回/週	指定袋
		不燃ごみ			1回/月	
		粗大ごみ			1回/月	—
		資源ごみ			2回/月	コンテナ・ネット
	鹿 島	可燃ごみ			2回/週	指定袋
		不燃ごみ			1回/月	
		粗大ごみ			1回/月	—
資源ごみ		2回/月			コンテナ・ネット	
事業系ごみ			直接搬入または許可業者に委託			

※ 自治会等で決められた日時とする。

(2) 排出方法等

ア 家庭系ごみ

家庭から排出される可燃ごみ及び不燃ごみについては、分別区分に従い、市の指定する容器（以下「指定袋」という。）を使用し、ごみステーションに搬出するものとする。

イ 事業系ごみ

事業系ごみは、排出者自らの責任において適正に処理しなければならないことから、その処理に当たっては、排出者自らがクリーンセンターに直接搬入するか、市が許可している一般廃棄物収集運搬業者と契約して搬入するものとする。

ウ 粗大ごみ

粗大ごみについては、収集を行う甑島区域を除く地域では、川内クリーンセンターへ排出者が直接搬入するものとする。ただし、樋脇、入来及び祁答院地域については、各粗大ごみ中継施設にも搬入することができる。

表 2-11 粗大ごみ中継施設の概要

施設名称	樋脇粗大ごみ 中継施設	入来粗大ごみ 中継施設	祁答院粗大ごみ 中継施設
所在地	樋脇町塔之原 4517 番地 1	入来町浦之名 33 番地	祁答院町下手 67 番地
受入対象	家庭系ごみのうち粗大ごみ		
使用開始年	平成 19 年 4 月	平成 25 年 4 月	平成 25 年 4 月
管理方式	委託		

(2) 指定袋

指定袋は薩摩川内市衛生自治団体連合会で作製し、市内の指定袋取扱店で販売する。なお、指定袋の種類は次のとおりとし、規格については別表 1（25 ページ）のとおりとする。

表 2-12 薩摩川内市指定袋の種類

地域	指定袋の種類	指定袋の作製主体
市内全域	可燃（大・中・小）	薩摩川内市衛生自治団体連合会
	不燃（大・中）	

(4) 一般廃棄物（ごみ）処理業の許可方針

令和 7 年度中の一般廃棄物（ごみ）収集運搬業の新規及び更新許可は、申請時において、収集実行可能な地域であるか確認を行い、可能な地域に限定し許可するものとする。

5 中間処理計画

(1) 中間処理方法

本市における中間処理方法は、表2-13に示すとおりとする。

なお、甌島区域の可燃ごみについては、上甌島一般廃棄物中継施設及び下甌一般廃棄物中継施設において一時保管し、川内クリーンセンターへ搬送し処理するものとする。

表2-13 中間処理方法

地域名	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	資源ごみ
川内 樋脇 入来 東郷 祁答院 里 上甌 下甌 鹿島	焼却処理 (川内クリーンセンター)	破碎・選別・圧縮処理 (川内クリーンセンター)		圧縮・一時保管 (川内クリーンセンター) 一時保管 (上甌島一般廃棄物中継施設) 圧縮・一時保管 (鹿島ストックヤード)

(2) 中間処理施設の概要

本市が所管する中間処理施設の概要は、以下のとおりである。

ア ごみ焼却施設

表2-14 ごみ焼却施設の概要

施設名称	川内クリーンセンター	上甌島一般廃棄物中継施設※2	下甌一般廃棄物中継施設※2
所在地	小倉町 5104番地	里町里 2773番地	下甌町青瀬 1268番地1
処理方式	ストーカ方式	ストーカ方式	ストーカ方式
炉型式	連続燃焼方式※1	機械化バッチ燃焼方式	機械化バッチ燃焼方式
処理能力	135 t /24hr/日	7 t /8hr/日	8 t /8hr/日
炉数	2炉	1炉	1炉
使用開始年	平成7年1月	平成4年4月	平成元年4月
運転管理	委託	委託 (焼却休止中)	委託 (焼却休止中)

※1 平成11年6月以降、准連続燃焼方式から連続燃焼方式に切替

※2 平成25年7月1日に焼却を休止し、平成26年4月1日から島外搬出ストックヤードとして使用（令和7年4月より名称変更）

イ ごみ破碎選別施設

表 2-15 ごみ破碎選別施設

施設名称	川内クリーンセンター
所在地	小倉町 5104 番地
処理方式	併用方式(破碎・選別・圧縮)
処理能力	30 t /5hr/日
使用開始年	平成 7 年 1 月
運転管理	委託

ウ 資源ごみ処理施設

表 2-16 資源ごみ処理施設

施設名称	川内クリーンセンター		
	ペットボトル処理施設	その他プラスチック処理施設	白色トレイ処理施設
所在地	小倉町 5104 番地		
処理方式	圧縮・梱包	圧縮・梱包	熱減容
処理能力	1 t/5hr/日	5 t/5hr/日	0.5 t/5hr/日
使用開始年	令和 2 年 1 月※	令和 2 年 1 月※	令和 2 年 1 月※
運転管理	委託		

※基幹的設備改良事業により設備を更新

(2) 中間処理施設の整備

川内クリーンセンター（ごみ焼却施設等）は、供用開始後相当の年数が経過し老朽化していたことから、平成 29 年度から令和元年度にかけて基幹的設備改良事業に係る支援業務及び基幹的設備改良事業を実施し、施設・設備の延命化を図った。また、併せて施設の維持管理運営を包括的に委託し、民間事業者の持つノウハウや創意工夫を活用し、適切な施設の維持、運転管理及び効率的なごみ処理を行う。

6 最終処分計画

(1) 最終処分方法

本市における最終処分方法は、表 2－17 に示すとおりとする。

表 2－17 最終処分方法

地域名	直接埋立	焼却灰・固形灰	不燃残渣(破碎残渣)
川内 樋脇 入来 東郷 祁答院 里 上甕 下甕 鹿島	直接埋立は行わない	埋立処分 (川内クリーンセンター最終処分場 / 産業廃棄物管理型最終処分場※)	

※ 一般廃棄物の処分ができる産業廃棄物管理型最終処分場である。

(2) 最終処分場の概要

本市が所管する最終処分場の概要は、表 2－18 に示すとおりである。

表 2－18 最終処分場の概要

施設名称	川内クリーンセンター最終処分場
所在地	小倉町 5104 番地
埋立構造	準好気性埋立構造
埋立面積	9,720m ²
埋立容量	68,000m ³
埋立開始	平成 7 年 1 月
埋立完了予定	令和 6 年 12 月 (建設計画時平成 21 年度) (令和元年 12 月に埋立期間の延長届出)
運転管理	委託

(3) 最終処分場の整備

川内クリーンセンター最終処分場の残余容量がひっ迫していることから、焼却灰等の埋立処分について、平成 28 年 4 月より産業廃棄物管理型最終処分場「エコパークかごしま」への埋立処分の委託を開始した。

令和 7 年度においても、安定的な廃棄物の最終処分容量を確保するため、引き続き既存処分場の再生事業を実施する。また、浸出水処理施設は、基幹的設備改良事業実施により設備

等を延命化し、併せて施設運営を包括的に委託しており、今後も適切な施設の維持、運転管理を行う。

7 その他のごみの処理に関し必要な事項

(1) 協働取組

ごみの処理は、市民の理解と協力が重要であることから、地域に密着した団体である薩摩川内市衛生自治団体連合会と協働しながら、ごみの適正処理、減量化及び資源化を推進する。

(2) リサイクル推進員

ごみの分別を促進するために設置しているリサイクル推進員制度を十分活用し、更なる資源化の推進に努める。

(3) 不法投棄対策

薩摩川内市環境美化推進条例の周知、啓発を行い、ごみ散乱防止など環境美化活動が市、市民及び事業者が一体となって積極的に進められるように努める。

8 SDGs 及びカーボンニュートラルの実現に向けた取組

(1) 温室効果ガスの排出量抑制に向けた取組

令和3年6月に「薩摩川内市未来創生SDGs・カーボンニュートラル宣言」を行い、この宣言に基づき、SDGsの目標12「つくる責任つかう責任」として、食品ロスの削減、プラスチックごみの再資源化、循環型社会の実現のために3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組の推進に努める。

また、目標14「海の豊かさを守ろう」として、プラスチックごみが海の生命体、産業、人体に影響を及ぼす可能性があるため、不法投棄をしない・させない取組の推進に努める。

カーボンニュートラルについては、市民等に対し燃やせるごみの排出量の削減をお願いし、川内クリーンセンターでの焼却を減らすことにより、温室効果ガスの排出を抑えられるように努める。

なお、市全域の温室効果ガス排出量を把握するとともに、脱炭素社会の実現に向けて実効性のある施策を展開していくため、「薩摩川内市カーボンニュートラル地域戦略」を令和6年3月に策定した。

(2) プラスチック使用製品廃棄物のリサイクルに向けた取組

令和4年4月施行の「プラスチック資源循環法」により、市町村はプラスチック使用製品の分別収集に必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。

本市においても、プラスチック使用製品の資源回収に取り組む必要があるため、プラスチック使用製品のうち18品目について、令和7年4月からこれまで資源ごみとして回収してきたプラスチック製容器包装と合わせて資源回収を行うことで、プラスチック使用製品廃棄物のリサイクルに努める。

なお、国が示した「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」を参考に、分別の基準を設け、その基準に従って適正に分別して排出されるように周知に努めることとする。

回収したプラスチック使用製品については、プラスチック資源循環法第32条に基づき指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会にリサイクルを委託する。

(3) 衣類のリユース・リサイクルに向けた取組

令和6年9月12日、株式会社E COMM I Tと相互に連携・協力して循環型社会の形成を推進するため、再利用可能品及び再生可能品（以下「再生可能品等」という。）のリユース・リサイクルに取り組むことにより、ごみの排出量の削減、リサイクル率の向上及び温室効果ガス排出量の削減を図り、持続可能な循環型社会の形成を推進するため連携協定を締結した。

株式会社E COMM I Tの提供する再生可能品等の回収・選別・再流通を担うサービス「PASSTO（パスト）」を活用し、市内の公共施設等8ヶ所に衣類の回収ボックスを設置し、これまで可燃ごみとして処分していた衣類を対象とする実証事業を令和7年度も引き続き行い、得られた知見をもとに、更なる資源回収に向けた検討を行う。

(4) ペットボトルの水平リサイクルに向けた取組

使用済みのペットボトルを新たなペットボトルに再生する水平リサイクル（ボトル to ボトル）の取組は、ペットボトルを資源として何度も循環することができるため、新たな石油資源の使用削減や温室効果ガスの排出抑制など、持続可能な循環型社会の形成に有効であり、本市が取り組む脱炭素社会の実現に向けて実効性のある施策であることから、実施に向けた検討を行う。

第3章 生活排水処理実施計画

生活排水処理については、公共下水道等の集合処理施設への接続及び合併処理浄化槽の設置（単独処理浄化槽からの転換を含む。）を推進し、発生するし尿及び浄化槽汚泥を川内汚泥再生処理センターにおいて適正に処理し、処理に伴って発生する余剰汚泥及び公共下水道等から搬入される下水道汚泥の資源化を図ることとする。

1 生活排水の処理計画

(1) 生活排水の処理体系別人口、し尿処理量等の見込み

本市の令和7年度における生活排水の処理形態別計画人口、し尿収集量等を、表3-1のとおり推計する。

表3-1 処理形態別人口、収集量の推計

区 分	年 度	単位	推 計		
			実 績 R 5	R 6	R 7
行政区域内人口		人	90,994	90,571	89,274
計画区域内人口		人	90,994	90,571	89,274
非水洗化人口		人	23,273	22,833	21,512
計画収集人口		人	13,775	13,515	12,733
自家処理人口		人			
単独処理浄化槽人口		人	9,498	9,318	8,779
水洗化人口		人	67,721	67,738	67,762
公共下水道接続人口		人	6,078	6,188	6,300
浄化槽人口		人	61,643	61,550	61,462
合併処理浄化槽人口		人	57,660	57,712	57,764
コミュニティ・プラント人口		人	1,118	1,078	1,039
農業・漁業集落排水人口		人	2,865	2,760	2,659
生活排水処理率			74.4%	74.8%	75.9%
年間収集量		kL/年	75,546	70,290	65,400
し 尿		KL/年	17,517	15,604	13,865
		%	23.2	22.2	21.2
浄化槽汚泥		KL/年	58,029	54,686	51,535
		%	76.8	77.8	78.8

■生活排水とは

『生活排水』とは、し尿と日常生活に伴って排出される台所、洗濯、風呂等の排水をいい、生活雑排水とは、生活排水のうち、し尿を除くものをいう。

生活雑排水のBOD負荷量は、生活形態等によって差があるが、一般的には27g/人・日となっており、生活排水全負荷量40g/人・日のうち約70%を占めている。

(2) 生活排水処理の現状

生活排水処理は、公衆衛生の面から施設整備が進められてきたことにより、し尿については全量が適正に処理されているが、生活雑排水については、公共下水道、コミュニティ・プラント、農業・漁業集落排水施設及び合併処理浄化槽が設置されていないところでは、未処理のまま水路へ放流されている。

し尿及び生活雑排水を適正に処理することが可能な人口（以下「汚水処理人口」という。）を、計画対象区域内人口に対する割合で示した、汚水処理人口普及率の推移は、表3-2に示すとおりであり、公共用水域に流入する汚濁負荷を低減するため、非水洗及び単独処理浄化槽の家庭から排出される生活雑排水について、適正な処理を推進する必要がある。

表3-2 汚水処理人口普及率

(単位：人)

	R 5 実績	R 6 推計	R 7 推計
① 計画対象区域内人口	90,994	90,571	89,247
② 生活排水処理人口（公共下水道、コミュニティ・プラント、農業・漁業集落排水整備地区人口及び合併処理浄化槽人口）	72,596	72,517	72,600
③ 水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽）	6,984	6,853	6,329
④ 非汚水処理人口（汲取り人口）	11,414	11,201	10,345
汚水処理人口普及率※（②÷①）	79.8%	80.1%	81.3%

$$\begin{aligned} \text{※汚水処理人口普及率} &= \frac{\text{水洗化人口・生活雑排水処理人口}}{\text{計画対象区域内人口}} \\ &= \frac{\text{（公共下水道人口＋コミュニティ・プラント人口＋合併浄化槽人口＋農業・漁業集落排水人口（いずれも未接続者を含む））}}{\text{計画対象区域内人口}} \end{aligned}$$

(3) 生活排水の処理主体等

ア 処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表3-3に示すとおりとする。

表3-3 生活排水に関する処理主体

処理施設	対象となる生活排水	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	薩摩川内市
コミュニティ・プラント	し尿及び生活雑排水	薩摩川内市
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	薩摩川内市
漁業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	薩摩川内市
市町村設置型合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	薩摩川内市
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人・事業所
単独処理浄化槽	し尿	個人・事業所
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	薩摩川内市

イ 処理形態

本市における地域別処理形態は表 3－4 に示すとおりとする。

表 3－4 地域別処理形態

地 域 処理形態	川 内	樋 脇	入 来	東 郷	祁 答 院	里	上 甑	下 甑	鹿 島
公共下水道	○	－	－	－	－	－	○	○	－
コミュニティ・プラント	○	－	－	－	－	－	－	－	○
農業・漁業集落排水施設	○	－	○	－	○	○	○	○	－
し尿処理施設	○	○	○	○	○	－	－	○	○
公共下水道投入	－	－	－	－	－	○	○	－	－

(4) 生活排水処理の今後の方針

本市では、今後の生活排水処理の向上を図るために下記の施策を推進する。

ア 公共下水道

計画区域内の整備を行うとともに、各家庭からの整備された管きょ[※]への接続に向けた啓発活動を積極的に推進する。また、令和 5 年度から一部供用を開始した下甑島の長浜地区については、特に接続に向けた啓発活動を積極的に推進する。

※管きょ：管きょとは、道路等に埋設した排水管のこと。

イ コミュニティ・プラント

各家庭から既に整備された管きょへの接続に向けた啓発活動を積極的に推進する。

ウ 農業・漁業集落排水施設

各家庭から整備された管きょへの接続に向けた啓発活動を積極的に推進する。

エ 合併処理浄化槽

前述したア～ウに相当する処理区域以外の区域を対象とし、合併処理浄化槽の整備を推進していくものとする。また、非水洗化の家庭や単独処理浄化槽を設置している家庭等は、合併処理浄化槽への転換を積極的に推進する。

オ し尿処理施設

川内汚泥再生処理センターにおいては、し尿及び浄化槽汚泥の処理はもとより、公共下水道終末処理場、コミュニティ・プラント、農業・漁業集落排水施設において発生する下水道汚泥についても処理・資源化を行う。

なお、平成27年10月から運転を休止している下甌環境センターの処理区域において発生するし尿及び浄化槽汚泥については、令和7年度も引き続き、川内汚泥再生処理センターに搬入し処理するものとする。

2 し尿及び汚泥の処理計画

(1) 排出抑制・資源化計画

ア 排出抑制

浄化槽汚泥については、合併処理浄化槽の普及により処理量の増加も考えられ、また、適正な管理も重要となるため許可業者等に対する適切な指導を行い、生活排水による汚濁負荷の程度や発生源対策の重要性、方法について啓発を行う。

イ 資源化計画

平成24年4月から供用を開始した「川内汚泥再生処理センター」では、し尿及び浄化槽汚泥を処理し、処理工程で発生する余剰汚泥に、公共下水道等から発生する下水道汚泥をあわせて、肥料、土壌改良剤等の炭化製品として資源化を行う。

令和7年度においても、引き続き川内汚泥再生処理センターにおいて資源化処理を進めていくものとする。

ウ 小型合併処理浄化槽設置補助制度

表3-5 小型合併処理浄化槽設置補助の概要

区 分	補 助 の 内 容
対 象 者	専用住宅に小型合併処理浄化槽を設置する者
対象区域	公共下水道、農業・漁業集落排水施設、コミュニティ・プラント、上甌地域戸別合併処理浄化槽の処理区域を除く市内全域
補助金額	新築住宅：5人槽 166,000円／7人槽 207,000円／10人槽 274,000円
	既存住宅：5人槽 332,000円／7人槽 414,000円／10人槽 548,000円

※ 単独処理浄化槽から小型合併処理浄化槽へ切替えて、単独浄化槽を撤去する場合は、設置補助額に100,000円を上乗せして交付する。

※ 既存住宅において、合併処理浄化槽への流入管（トイレ、台所、洗面所、風呂等からの排水）、マス及び合併処理浄化槽から住居の敷地に隣接する側溝までの放流管を対象とした宅内配管工事費を、単独浄化槽からの転換は300,000円、汲み取り式トイレからの転換は100,000円を上限として助成する。

(2) 収集・運搬計画

本市のし尿及び浄化槽汚泥の収集及び運搬は、計画対象区域全域を対象に、表3-6に示すとおり、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理の許可業者により実施する。

なお、収集運搬・処分業については、現行の処理体制において適正処理が確保されていることから、新規の許可は行わないものとする。

表3-6 収集運搬許可業者数

地 域	許可業者数	
	し 尿	浄化槽汚泥
川 内	2	3
樋 脇	2	
東 郷	2	
入 来	2	2
祁 答 院		
里	1	1
上 甕	1	1
下 甕	1	1
鹿 島		

表3-7 収集運搬車両台数

車両積載量	車両台数 (単位：台)		
	し 尿	浄化槽汚泥	合 計
1.40t ～ 1.80t	2	2	4 (7.0t)
～ 3.00t	14	3	17 (48.2t)
～ 3.70t	10	11	21 (70.9t)
～ 6.30t	3	2	5 (29.3t)
～ 10.00t	5	4	9 (86.3t)
計	34	22	56 (241.7t)

注：() 内は、収集運搬車両の車両積載量の合計

(3) 中間処理計画

収集したし尿及び浄化槽汚泥を、表3-8の施設において安全かつ適正に中間処理を行う。

し尿及び浄化槽汚泥の処理に伴い発生した残渣等(ごみ等の不用物)は、川内クリーンセンターにおいて、他の一般廃棄物(ごみ等)とともに中間処理(焼却処理等)を行う。

下甕環境センターは、施設の経年劣化による運転休止中であり、引き続き川内汚泥再生処理センターでの一括処理を行う。

表3-8 処理施設の概要

施設名	所在地	処理方式	処理能力
川内汚泥再生処理センター	五代町 7644 番地 3	浄化槽汚泥の混入比率の高い 膜分離高負荷脱窒素処理方式	224kℓ/日 下水汚泥：3 t / 日
下甕環境センター※	下甕町長浜 342 番地 2	膜式高負荷脱窒素処理方式	6kℓ/日

※ 平成 27 年 10 月から運転休止

(4) 最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥の処理に伴い発生した残渣等(ごみ等の不用物)の最終処分の方法は、第2章ごみ処理実施計画に記載する方法に従い、適正に処分する。

3 その他のし尿等の処理に関し必要な事項

(1) 広報・啓発活動の推進

市民一人ひとりの日々の暮らしが環境と深く関わっていることを自覚し、身近な生活環境の向上だけでなく、地域環境や地球環境を守っていく気運の醸成を図るために必要な情報を提供するとともに、下水道等への接続や小型合併処理浄化槽の普及に向け、関係補助金制度等の積極的な広報・啓発活動を展開する。

また、日常生活や事業活動に伴う排水による公共用水域に及ぼす影響を認識し、負荷の軽減に努めるよう、講習会等への積極的な参加を促し、市・市民・事業者が一体となって取り組むための広報・啓発活動を行う。

(2) 水環境保全対策の推進

公共用水域における水質の定期的調査及び水質情報を公表し、県や関係機関などと連携した事業系排水の監視と指導の強化に努める。

(3) 地域に関する諸計画との関係

本計画は、国の関連法及び計画等に準拠するとともに、薩摩川内市総合計画及び薩摩川内市環境基本計画を上位計画とし、これらの計画との整合性を図るものとする。

また、公共下水道、コミュニティ・プラント及び農業・漁業集落排水施設の個別の事業計画との調整を図る。

これらの計画の変更に併せて必要に応じ見直しをするものとする。

別表 1

薩摩川内市指定袋

規 格	可燃ごみ指定袋			不燃ごみ指定袋	
	大	中	小	大	中
容 量	45ℓ	21ℓ	10.5ℓ	45ℓ	21ℓ
厚 さ	0.04mm	0.04mm	0.04mm	0.05mm	0.05mm
材 質	低密度ポリエチレン				
色	無色透明			赤色半透明	
	赤			白	
形状等	図 1 のとおり			図 2 のとおり	

薩摩川内市指定袋	
燃やせるごみ用	
(ごみ出しのルール) ◎ 資源物は資源回収日に出してください。 ◎ 収集日当日の朝8時まで、決められた収集所に出してください。 事業活動(営業)に伴うごみは、法により事業者自らの責任で、適正に処理するようになっています。	
氏名	
薩摩川内市衛生自治団体連合会	

図1 可燃ごみ指定袋

薩摩川内市指定袋	
燃やせないごみ用	
(ごみ出しのルール) ◎ 資源物は資源回収日に出してください。 ◎ 収集日当日の朝8時まで、決められた収集所に出してください。 事業活動(営業)に伴うごみは、法により事業者自らの責任で、適正に処理するようになっています。	
氏名	
薩摩川内市衛生自治団体連合会	

図2 不燃ごみ指定袋